

1) 計画の目的と期間

糸満市は平成 18 年に、計画期間を平成 18 年度～27 年度を計画期間とする第一次住生活基本計画（住宅関連基礎調査）を策定した。それに続くストック総合活用計画も次年度に策定し、建て替えを必要とする市営住宅を定めた。それに基づく住宅再生団地計画も策定し、次年度以降に糸満市南小学校跡地に市営住宅を建設するに至っている。

その間、国、県において新たな住生活基本計画の策定指針が示され、県においては「誰もが安心して心地よく暮らせる 美ら島 沖縄」として平成 32 年度を目標として本計画が改定された。

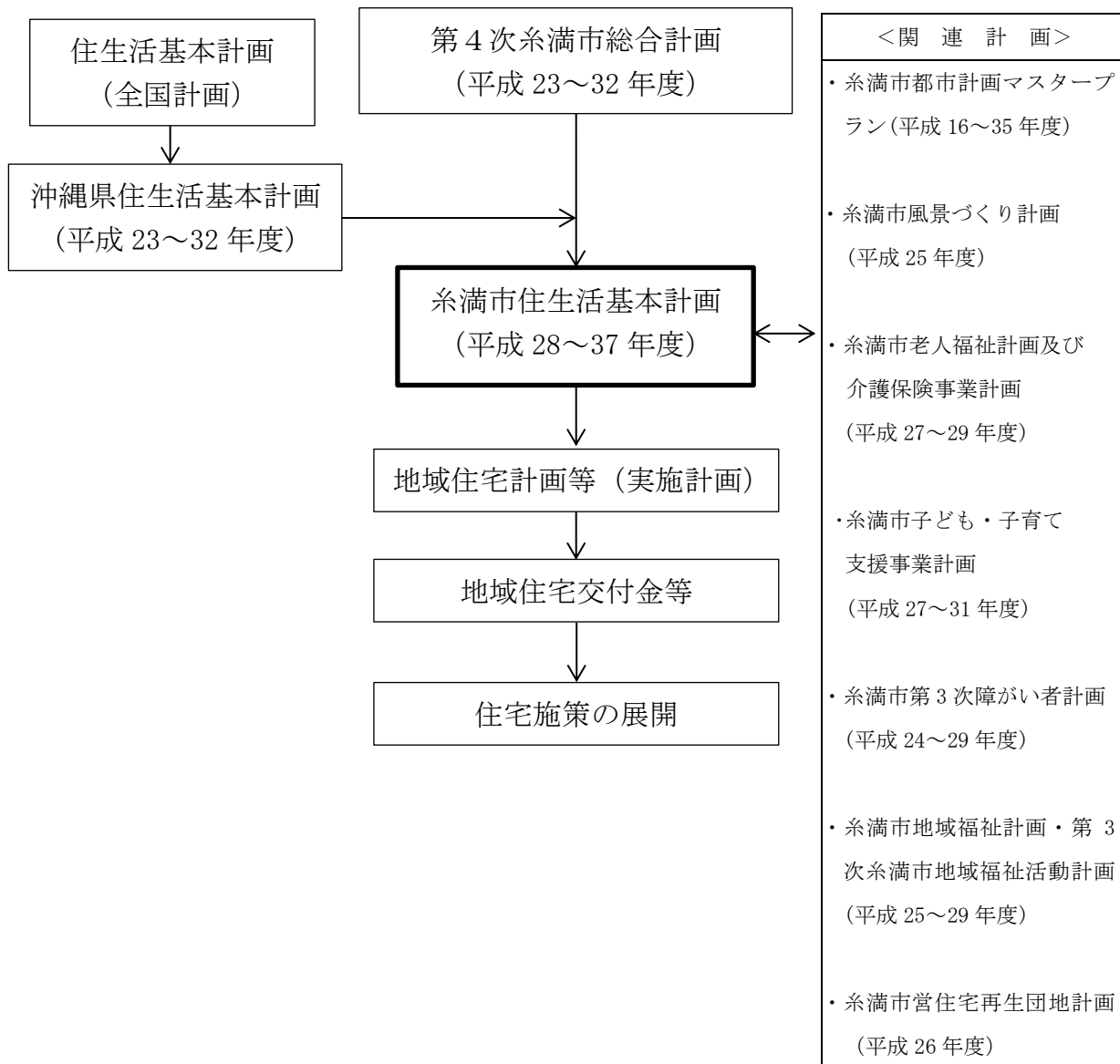
それらを踏まえ、糸満市においても計画期間が終了し、新たに県の住生活基本計画に基づいて計画の改定が求められている。糸満市の人口は年々増加しているが、高齢化も進みつつあり、一部地域では人口が減少し過疎化が進みつつある。他方、潮崎町のように埋め立て市街地が形成され、地域別の特徴が大きく違ってきた。

そのような状況を踏まえ、

計画期間；平成 28 年度～平成 37 年度

とする新たな糸満市の住生活基本計画の策定が求められ、行うものである。

2) 計画の体系



3) 策定計画の手順

